

八千代市第3次情報化推進計画

(平成29年度版)

平成29年3月



目 次

第1部 推進計画の基本的事項	1
第1章 計画の位置づけ	1
第2章 計画の内容	1
I 計画期間	1
II 推進体制	1
III 取組項目の策定方針	1
IV 進捗状況の公表	1
第2部 推進計画（平成29年度版）の方策	2
第1章 取組項目一覧	2
1 便利で質の高い行政サービスの実現	2
2 市民と行政のコミュニケーションの推進	2
3 市政運営の効率化と高度化の推進	2
4 計画を推進するために	2
第2章 取組項目の内容	3
取組項目表の見方	3
① 個人番号カードの利活用	4
② 提供する行政情報等の充実	5
③ 行政サービスの電子化	5
④ ビッグデータの活用	6
2 市民と行政のコミュニケーションの推進	7

① 情報交換・交流の推進	7
② 市民参加の推進	7
3 市政運営の効率化と高度化の推進	8
① 情報システムの整備・充実	8
② システム調達と運用の効率化	9
③ 情報通信基盤の整備・充実	9
4 計画を推進するために	10
① 個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実.....	10
② 推進体制の充実	10
資料編	11
変更内容	12
八千代市電子自治体推進本部設置要領	13
八千代市情報化推進協議会設置要綱	17
用語解説	19

※推進内容の中で、※の付いている用語には、19ページ以降に解説があります

第1部 推進計画の基本的事項

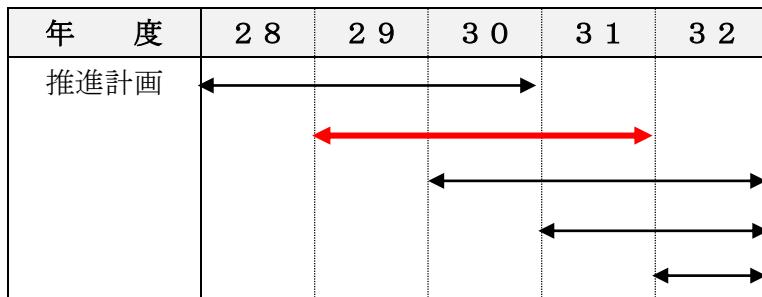
第1章 計画の位置づけ

本計画は、八千代市第3次情報化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、情報化施策を確実に推進していくための、具体的な取組項目を示したものです。

第2章 計画の内容

I 計画期間

本計画の計画期間は、八千代市第4次総合計画後期実施計画の計画期間と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間における向こう3か年とし、情報処理技術等の進展状況や社会情勢の変化に機敏に対応するため、毎年度見直しを行うものとします。



II 推進体制

情報化の推進にあたっては、担当部局にとどまらない全庁に係る総合的な調整が必要となるため、「八千代市電子自治体推進本部」が中心となって推進していきますが、取組みの内容により、プロジェクトチームを組成する等、より機動性のある推進体制を整備し、効率的・効果的な取組みを行います。

III 取組項目の策定方針

本計画の取組項目の選定にあたっては、それぞれの施策の優先順位や緊急度、計画期間内での実行可能性を考慮し掲載します。

なお、十分に検討を行った結果、現状では実施にそぐわないと判断された項目や、継続で実施すべきと判断された施策については、見直しの際に追加・削除を行います。

IV 進捗状況の公表

本計画の取組み状況等は、市ホームページ等で公表します。

第2部 推進計画（平成29年度版）の方策

第1章 取組項目一覧

1 便利で質の高い行政サービスの実現

取組み内容	No.	取組項目	区分
①個人番号カードの利活用	11-3	個人番号カードの活用	継続
	11-4	各種証明書のコンビニ交付の導入	継続
②提供する行政情報等の充実	12-1	市ホームページの充実	継続
	12-2	オープンデータ化の推進	継続
③行政サービスの電子化	13-1	公共施設予約案内システムの充実	継続
	13-2	電子申請・届出システムの充実	継続
	13-3	電子決済サービスの提供	継続
④ビッグデータの活用	14-1	ビッグデータの活用	継続

2 市民と行政のコミュニケーションの推進

取組み内容	No.	取組項目	区分
①情報交換・交流の推進	21-1	地域ポータルサイトの活用	継続
②市民参加の推進	22-1	インターネットによるモニター制度の整備	継続

3 市政運営の効率化と高度化の推進

取組み内容	No.	取組項目	区分
①情報システムの整備・充実	31-1	総合文書管理システムの整備	継続
	31-2	防災行政用無線のデジタル化	継続
	31-3	災害対応情報システムの整備	継続
	31-4	統合型地理情報システム（G I S）の整備	継続
②システム調達と運用の効率化	32-1	外部人的資源の活用	継続
③情報通信基盤の整備・充実	33-1	行政情報ネットワークシステムの整備充実	継続

4 計画を推進するために

取組み内容	No.	取組項目	区分
①個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	41-2	情報セキュリティ監査体制の強化	継続
②推進体制の充実	42-1	情報化研修の充実	継続

第2章 取組項目の内容

取組項目表の見方

(例)

柱、取組み内容ごとに項目を整理し、番号を付し、 —（ハイフン）以下は枝番を示しています。 (例) <u>11-1</u> ⇒ 1つ目の柱、1つ目の取組み内容 の1つ目の取組項目
--

→	「調査・検討」「取組準備」など実施前の段階を示すもの
→	「結果取りまとめ」など実際に取組みを開始する段階を示すもの
→	「継続」など実施中の段階を示すもの
→	「実施」など取組みが終了する段階を示すもの

整理番号 項目名	11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入	推進予定年度	区分		継続
			29年度	30年度	
推進内容	個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書の発行を可能にします。	取組準備	→	→	31年度
推進部署	情報管理課、関係各課		実施		

※推進予定年度に示す「調査・検討」については、取組みにおける最長期間を示しています。

1 便利で質の高い行政サービスの実現

① 個人番号カードの利活用

整理番号 項目名	11-3 個人番号カードの活用	区分	継続
推進内容	個人番号カード※を活用した、新たな行政サービスの提供等について調査・検討します。	推進予定年度 29年度 調査・検討	30年度 31年度 結果取りまとめ
推進部署	総務課、情報管理課		

個人番号カードの様式



【おもて面】



【うら面】

出典：総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html)

整理番号 項目名	11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入	区分	継続
推進内容	個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書の発行を可能にします。	推進予定年度 29年度 取組準備	30年度 31年度 実施
推進部署	情報管理課、関係各課		

② 提供する行政情報等の充実

整理番号 項目名	12-1 市ホームページの充実	推進予定年度	区分	継続
推進内容	更なる情報の探しやすさの向上等を図るため、市ホームページをリニューアルします。		29年度	30年度
推進部署	広報広聴課		調査・検討	実施

整理番号 項目名	12-2 オープンデータ化の推進	推進予定年度	区分	継続
推進内容	市が保有している情報について、二次利用可能な形式で公開する環境の整備について調査・検討します。		29年度	30年度
推進部署	情報管理課		調査・検討	結果取りまとめ

③ 行政サービスの電子化

整理番号 項目名	13-1 公共施設予約案内システムの充実	推進予定年度	区分	継続
推進内容	利用対象施設を拡充する他、システムの課題・問題点を適宜改善します。		29年度	30年度
推進部署	情報管理課		継続	継続

整理番号 項目名	13-2 電子申請・届出システムの充実	推進予定年度	区分	継続
推進内容	電子申請で利用可能な申請・届出を増やす他、システムの課題・問題点を適宜改善します。		29年度	30年度
推進部署	情報管理課		継続	継続

整理番号 項目名	13-3	電子決済サービスの提供	区分	継続
推進内容	市税等の歳入における電子決済サービスの提供について調査・検討します。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	納税課、関係各課		調査・検討	結果取りまとめ
31年度				

④ ビッグデータの活用

整理番号 項目名	14-1	ビッグデータの活用	区分	継続
推進内容	ビッグデータ※を活用した新たな行政施策について調査・検討します。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	情報管理課、関係各課		調査・検討	結果取りまとめ
31年度				

2 市民と行政のコミュニケーションの推進

① 情報交換・交流の推進

整理番号 項目名	21-1 地域ポータルサイトの活用	区分	継続
推進内容	地域ポータルサイト※を活用した、市民相互のコミュニケーションをより深めるための環境づくりについて調査・検討します。	推進予定年度 29年度 調査・検討	29年度 30年度 31年度 結果取りまとめ
推進部署	広報広聴課、関係各課		

② 市民参加の推進

整理番号 項目名	22-1 インターネットによるモニター制度の整備	区分	継続
推進内容	インターネットを活用したモニター制度等の整備について調査・検討します。	推進予定年度 29年度 調査・検討	29年度 30年度 31年度 結果取りまとめ
推進部署	広報広聴課、関係各課		

3 市政運営の効率化と高度化の推進

① 情報システムの整備・充実

整理番号 項目名	31-1	総合文書管理システムの整備	区分	継続
推進内容	文書管理事務の効率化に繋がるシステムの整備について調査・検討します。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	総務課		調査・検討	結果取りまとめ

整理番号 項目名	31-2	防災行政用無線のデジタル化	区分	継続
推進内容	移動系無線（デジタルMCA無線）の整備・運用を進めるとともに、防災行政用無線（固定系）の再構築を行います。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	総合防災課		調査・検討	結果取りまとめ

整理番号 項目名	31-3	災害対応情報システムの整備	区分	継続
推進内容	被災情報等を一元化・共有化できる災害対応情報システムの整備について調査・検討します。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	総合防災課		調査・検討	結果取りまとめ

整理番号 項目名	31-4	統合型地理情報システム(GIS)の整備	区分	継続
推進内容	統合型地理情報システム(GIS)※の整備について調査・検討します。	推進予定年度	29年度	30年度
推進部署	情報管理課、関係各課		調査・検討	結果取りまとめ

② システム調達と運用の効率化

整理番号 項目名	32-1 外部人的資源の活用	推進予定 年度	区分	継続
推進内容	システムの調達・運用における、更なるコストの縮減や運用の効率化に向け、C I O※やPMO※等の設置について調査・検討します。		29年度	30年度
推進部署	情報管理課	調査・検討	結果取りまとめ	

③ 情報通信基盤の整備・充実

整理番号 項目名	33-1 行政情報ネットワークシステムの整備充実	推進予定 年度	区分	継続
推進内容	グループウェア※を再構築し、行政事務の簡素化・効率化を図ります。		29年度	30年度
推進部署	情報管理課	調査・検討	調査・検討	実施

4 計画を推進するために

① 個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実

整理番号 項目名	41-2	情報セキュリティ監査体制の強化	区分	継続
推進内容	情報セキュリティ監査の更なる強化を図るため、外部監査の実施を含め、監査実施体制を見直します。	推進予定年度	29年度 調査・検討	30年度 実施 31年度
推進部署	情報管理課			

② 推進体制の充実

整理番号 項目名	42-1	情報化研修の充実	区分	継続
推進内容	職員一人ひとりの情報リテラシー※の向上を目指し、情報化研修の充実を図ります。	推進予定年度	29年度 実施	30年度 31年度
推進部署	情報管理課、職員課			

資 料 編

- ・ 変更内容
- ・ 八千代市電子自治体推進本部設置要領
- ・ 八千代市情報化推進協議会設置要綱
- ・ 用 語 解 説

変更内容

推進計画（平成 28 年度版）から変更があった取組項目

取組項目及び推進内容	区分
11-1 住民票の写し等のコンビニ交付事業の導入 個人番号カード※を利用し、コンビニ等での住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書等の発行を可能にします。 ※ 「11-2 税務諸証明書のコンビニ交付事業の導入」と統合し、「11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入」として継続。	他項目と統合
11-2 税務諸証明書のコンビニ交付事業の導入 個人番号カードを利用し、コンビニ等での税務諸証明書の発行を可能にします。 ※ 「11-1 住民票の写し等のコンビニ交付事業の導入」と統合し、「11-4 各種証明書のコンビニ交付の導入」として継続。	他項目と統合
41-1 情報セキュリティ研修の充実 八千代市情報セキュリティポリシーの周知徹底のため、職員を対象にした情報セキュリティ研修の充実を図ります。	取組完了
41-3 情報システムの強靭化 情報資産に関する情報セキュリティ対策を講じ、情報システムの更なる強靭化を図ります。	取組完了

八千代市電子自治体推進本部設置要領

(設置)

第1条 情報通信技術の進展の便益を最大限活用し、市政運営の簡素・効率化と行政サービスの向上を図る電子自治体を構築するため、八千代市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電子自治体の構築に係わる計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 電子自治体の基盤整備及び行政手続のオンライン化等の各種情報化施策の推進に関すること。
- (3) その他情報化施策の推進に係わる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

2 総括幹事は情報化推進担当課の所属する部の部長の職にある者をもって充て、幹事は

別表第2に掲げる職にある者及び総括幹事が指名する者をもって充てる。

3 総括幹事は、本部長の指示又は必要に応じて幹事会の会議を招集し、これを主宰する。

4 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 推進本部から指示された事項を調査検討し、その結果を推進本部に報告すること。

(2) 第2条に規定する推進本部の所掌事務について、推進本部に助言、提言すること。

(3) 次条に規定する部会から提出された事項を審議、調整し、推進本部に報告すること。

(部会)

第7条 幹事会に、推進体制部会、地域情報部会、行政情報部会の3部会を設置し、各部会

の部会長及び部会員は、総括幹事が指名する。

2 部会長は、総括幹事の指示又は必要に応じて部会の会議を招集し、これを主宰する。

3 部会は、幹事会から指示された事項及び別表第3に掲げる事項を調査検討し、その結果を隨時幹事会に報告する。

(特定組織)

第8条 推進本部は、特定の事務又は施策分野における情報通信システムの構築又は構築

を目指し調査検討等を実施する組織（以下「特定組織」という。）を設置することができる。

2 推進本部は、既に存在する又は任意に設置された特定組織のうち指定する特定組織に対して、その活動の状況を報告させるとともに、その活動の内容について指示することができる。

(各部局の協力等)

第9条 市長部局に属する各部、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、上下水道局及び会計課においては、推進本部の事務の執行にあたり、必要とする資料の提出及び調査に協力するとともに、推進本部で決定した事項を積極的に推進するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月8日から施行する。

(八千代市情報化推進委員会設置要領の廃止)

2 八千代市情報化推進委員会設置要領（平成11年11月15日施行）は、廃止する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項）

教育長
事業管理者
総務企画部長
財務部長
健康福祉部長
子ども部長
生涯学習部長
安全環境部長
都市整備部長
産業活力部長
会計管理者
消防長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第6条第2項）

総務企画部次長
財務部次長
健康福祉部次長
子ども部次長
生涯学習部次長
安全環境部次長
都市整備部次長
産業活力部次長
教育総務課長
消防本部次長
上下水道局次長

別表第3（第7条第3項）

部会名	所掌事務
推進体制部会	電子自治体の構築に向けた推進体制、環境等の整備に関するこ
地域情報部会	市民の利便性の向上と情報交流の促進を図る地域情報化の推進に関するこ
行政情報部会	情報の共有と事務の効率化を図る行政情報化の推進に関するこ

八千代市情報化推進協議会設置要綱

改正 平成27年5月14日

(設置)

第1条 市は、地域及び行政の情報化を総合的に推進するため、八千代市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見又は提言するものとする。

- (1) 情報化の推進に係わる総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 地域の情報化の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市内の公共的団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民
 - (4) 関係行政機関の職にある者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、情報化推進担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月10日から施行する。

附 則（平成17年3月30日）

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月15日）

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則（平成21年7月9日）

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則（平成27年5月14日）

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。

用語解説

索引	用語	説明
か行	グループウェア	庁内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能などがある。
	個人番号カード	本人の申請により交付され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる他、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カード。氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）などが記載されている他、顔写真が貼付されている。
さ行	C I O (Chief Information Officer)	企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。「最高情報責任者」「情報統括役員」などと訳される、企業の情報戦略のトップである。
	情報セキュリティポリシー	地方公共団体が所有する情報資産の情報セキュリティ対策を、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
た行	情報リテラシー	情報の精度や信頼性を的確に判断し、その上で情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から信用ができる、なおかつ、必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。
	地域ポータルサイト	地域の観光情報やイベント情報、行政情報、各種店舗の情報などを総合的に取り扱うサイト。

	<p>統合型地理情報システム（G I S）</p> <p>P M O (Project Management Office)</p> <p>ビッグデータ</p>	<p>デジタル化された地図データと位置が持つ属性情報等を組み合わせて解析・表示するシステムを地理情報システム（Geographic Information System）という。</p> <p>統合型地理情報システムとは、地理情報システムを組織で統一的に利用する仕組みのこと。</p> <p>団体内で、個々のプロジェクトのマネジメント支援を専門に行う部門。</p> <p>従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。</p>
--	--	--

八千代市第3次情報化推進計画
(平成29年度版)

発行日／平成29年3月
発 行／八千代市
編 集／総務企画部 情報管理課
住 所／〒276-8501
八千代市大和田新田312-5
T E L／047-483-1151 (代表)

